

グルホシネートの審議に必要な資料の提出依頼について

平成19年9月5日

1. 経緯

「グルホシネート」は世界各国で販売されており、ポジティブリスト制度導入に係る暫定基準が設定されている。

今般「グルホシネート」の登録を有する会社とは別な会社において、グルホシネートの光学異性体のうち活性成分である P 体の比率を高めた剤（グルホシネート P）が開発され、農薬取締法に基づく農薬登録申請がなされた。

「グルホシネート P」の農薬登録申請に係り厚生労働省は、グルホシネートの残留基準設定に係る食品健康影響評価を依頼した。（平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713006号）

2. 評価に必要な資料

グルホシネートの残留農薬基準設定に係る食品健康評価のために厚生労働省からは「グルホシネート P」の安全性評価資料が送付されたが、「グルホシネート P」の安全性評価資料だけでなく、「グルホシネート」の安全性評価資料も必要と考えられる。

3. 対応案

厚生労働省に対し、「グルホシネート」の安全性評価資料の提出を依頼することとしたい。